

# 勤務環境改善体制整備補助金

次の①～③を満たす対象医療機関に対し、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取り組みの実施に要する経費を補助します。

- ① 対象医療機関であること
- ② 裏面の要件を満たすこと
- ③ 上記を書面等により確認できること



まずは裏面で  
対象医療機関かどうか  
 チェックしてください

## 補助上限額



病床数 × 133,000円

例：300床の病院の場合、  
約3,900万円が補助上限額

## 補助率



資産形成経費 9/10

その他の経費 10/10

## 補助対象経費のこれまでの活用事例

### 人材確保に関する経費

- ・タスク・シフト／シェアに係る新規雇用費
- ・複数主治医制の導入経費
  - ✓ 日直・当直明けの勤務医新規雇用
  - ✓ 勤務医の新規雇用
  - ✓ 夜勤勤務医の新規雇用
- ・医師事務作業補助者等（診療報酬の加算とならない範囲）の確保経費 等

### ICT機器、設備費等

- ・患者説明用のタブレット端末、AI問診システム等の初期購入費
- ・画像診断システム、画像ファイリングシステムの導入に係る費用
- ・WEB会議システムの構築費
- ・医師当直室及び休憩室の改修整備 等

※ 時短に資するものであれば医療機器も可

### 勤怠管理関係機器

- ・勤怠管理システム（タイムカード、ビーコンシステム等）の導入・連携に係る経費
- ・勤怠管理システムと連携したスマートフォン等の備品購入費
- ・勤怠管理システムと電子カルテとの連携費 等

### 委託費、その他

- ・職員の意識改革に資する研修事業費、各職能団体実施の研修受講料
- ・タスク・シフト達成のため、医療勤務環境改善のためのコンサルタント、人事制度等のアドバイザー（社会保険労務士）の業務委託費 等



補助を希望する医療機関は  
**補助要綱**(リンク)と**実施要領**(リンク)を  
必ず確認してください。



県HPはこちら→

① 地域医療体制加算を取得していますか？ はい → 対象外

② どんな医療機関ですか？ いいえ

救急医療を提供する

- 救急搬送が年1,000件以上2,000件未満で
- 救急搬送が年1,000件未満で時間外入院が年500件以上で
- 離島・へき地等で

地域医療に特別な役割がある医療機関

どれかに  が付く場合③へお進みください。

地域医療の確保に必要な

- 総合・地域周産期医療センター
- 大半が小児医療を提供し小児救急医療を行う病院
- 年間12件以上の夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院がある精神科救急医療機関
- 超急性期脳卒中加算の算定が25件/年程度以上の医療機関
- 急性心筋梗塞等に対する治療件数が60件/年程度以上の医療機関
- 高度のがん治療を専門に行う施設のうち急性期・高度急性期病棟を持つ医療機関
- 移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関
- 児童精神科を行う病院
- 機能強化型在宅療養診療所・病院（単独型）
- その他5疾病5事業で重要な医療を提供している医療機関

③ 時間外休日労働時間が月80時間以上となる医師がいますか？

はい → ④ いいえ → 対象外

④ 他の医療機関への医師の派遣のために③の状態となっていますか？

はい → ⑤ いいえ（派遣以外による理由） → ⑦

⑤ 医師について36協定を締結していますか？

はい → ⑥ いいえ → ⑦

⑥ 医師1人以上と960時間を超える時間外数で36協定を締結していますか？

はい → ⑧ いいえ → 対象外

⑦ 医師1人以上と960時間を超える時間外数で36協定の締結に向けて見直しをしていますか？

見直ししている  
検討している  
予定している

補助対象である可能性が高いため、下記の要件を確認し、補助を希望する場合は**交付要綱・実施要領をよく読んで必要書類を提出してください。**

**補助金を受け取るためには、次の要件を全て満たす必要があります。**

要件 1

勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握をその改善の必要性等について提言するための**責任者を配置**すること。

要件 2

現状の勤務医の勤務状況等を把握し**問題点を抽出**した上で、恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の策定・定期的な**評価・見直し**を行うこと。

要件 3

計画の作成に当たっては、実施要領に掲げる項目を踏まえ検討したうえで必要な事項を記載すること。

要件 4

勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する**取組事項を医療機関内に掲示**するなどの方法で公開すること。